

大洲市教育委員会 3月定例会会議録

1 開催の日時及び場所

令和3年3月24日(水) 午前9時00分

大洲市役所庁舎第一別館3階第2会議室

2 定数 5人

3 出席者

教育長	東山宏
教育長職務代理者	西山千春
委員	山内光郎
委員	渡邊ひとみ
委員	吉岡恵一

4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	井上徹
教育総務課長	城戸弘一
学校教育指導監	竹本修二
生涯学習課長	林田稔徳
文化スポーツ課長	村上司
学校給食センター所長	山崎重信
教育総務課長補佐	松田圭司

5 傍聴人の数 0人

6 開会宣言

教育長 それでは、ただ今から、大洲市教育委員会「3月定例会」を開会いたします。

〔午前9時00分開会〕

7 議事(人事案件)

教育長 まず始めに、「第25号議案 大洲市教育委員会関係市費職員の人事異動について」を議題といたします。お諮りいたします。
本議案は、人事に関する案件でありますので、「大洲市教育委員会会議規則」第12条の規定に基づき、非公開により審議したいと思います。これに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。
よって、この議案の審議は、非公開とすることに決しました。関係者以外は退席願います。

〔教育総務課長、事務局職員退席〕

教育長 それでは、議案審議を行います。
「第25号議案」について、事務局より説明をお願いします。

〔教育部長、「第25号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
〔質疑あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。
「第25号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。
よって、「第25号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。それでは、しばらく休憩します。

〔休憩〕

8 前回会議録の承認

教育長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
まず、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、2月19日開催の定例会及び3月10日開催の臨時会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 特に、質疑・意見もありませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

9 教育長一般報告

教育長 次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

〔各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。〕

教育長 ただ今の「教育長一般報告」について、質疑・意見等はございませんか。

吉岡委員 3月10日に行われた中学校教育用端末活用研修会は、どのような研修会で、研修を受けての先生方の評価はどのようであったか。また、小学校ではこのような研修会を行っているのか、お伺いします。

教育総務課長 中学校の教職員を対象に行ったもので、学校教育指導員の指導のもとズームを利用し各学校の職員室とインストラクターを繋ぎ、基本的なアプリケーション等の使い方について説明を行いました。先生方には、大方のイメージを持っていただけたものと思っております。小学校は、以前から使っているものが配備されており、習熟が中学校の先生より先行しているので、この研修は行っておりません。

西山職務代理者 生涯学習課の3月23日の定例放課後児童クラブ主任会について、最近利用される児童の数が増えていると聞いたのですが、各児童クラブの主任さんの中で色々な問題点が出ていなかったか、お伺いします。

生涯学習課長 主任さん方からの要望では、異動があまりないので、できれば希望した所にも行ってみたいという内容の話がありました。しかし、急に異動するということは難しいので、時間がある時に自分の行きたい所に見学に行ってください、施設を把握したうえで異動の希望を出していただくということで、来年度から進めて行きたいとお話はしております。

教育長 その他にないでしょうか。なければ、以上で、「教育長一般報告」を終わります。

10 議 事

教育長 それでは、これより議事に入ります。

「第21号議案 大洲市教育支援委員会会則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔学校教育指導監、「第21号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長

それでは、これより採決いたします。

「第21号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長

挙手全員であります。よって、「第21号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第22号議案 大洲市教育支援調査委員会規程の廃止について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔学校教育指導監、「第22号議案」について説明する。〕

教育長

ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長

それでは、これより採決いたします。

「第22号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長

挙手全員であります。よって、「第22号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第23号議案 大洲市通級指導教室判定委員会規程の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔学校教育指導監、「第23号議案」について説明する。〕

教育長

ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長

それでは、これより採決いたします。

「第23号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長

挙手全員であります。よって、「第23号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第24号議案 大洲市学校給食費滞納審査会規程の廃止について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔学校給食センター所長、「第24号議案」について説明する。〕

教育長

ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長

それでは、これより採決いたします。

「第24号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第24号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次の「第26号議案」から「第33号議案」までの議案8件については、議事の都合により、のちほど審議することにいたします。

教育長 次に、「第34号議案 大洲市指定文化財の解除について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔文化スポーツ課長、「第34号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第34号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第34号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第35号議案 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔学校給食センター所長、「第35号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

教育部長 この就労事務につきましては、教育総務課の方で担当をする方向で今進めております。

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第35号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第35号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第36号議案 専決した事件の報告並びに承認を求めることについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第36号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

渡邊委員 自動水洗化にした場合の光熱水費の増加率についてはどのくらいにな

るか、お伺いします。

教育総務課長

今回取付ける物は、工事と言いながら備品のような物でありまして、乾電池で動きます。ですから、消耗品として電池代分はかかります。学校の全てを自動水洗化するわけではなく、各クラス3台を目安にしており、設置個所については、学校と協議をしながら進めていきたいと考えております。なお、電気代や水道代が跳ね上がるということはありません。

教育長

それでは、これより採決いたします。

「第36号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長

挙手全員であります。よって、「第36号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、その他に移ります。各委員さん方、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長

次に、事務局はありませんか。

〔学校教育指導監、「大洲市特別支援連携協議会設置要綱の一部改正について」、「ワーク、ドリル、テストなど図書教材の複写複製禁止に関する学校へのご指導のお願い」、「図書教材の公平な採択に関するご指導についてのお願い」及び「図書教材の販売に関する登録事業者名のご連絡について—都道府県図書教材協会会員名のお知らせ—」について、生涯学習課長、「第73回優良公民館表彰及び令和2年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について」を説明する。〕

教育長

ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長

それでは次に、「4月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。

〔教育総務課長、「原案」について説明する。〕

教育長

ただ今、事務局より説明がありましたが、委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。

〔全委員、原案了承する。〕

教育長

それでは、次回については、4月26日 月曜日 午後2時から、市庁舎別館3階第2会議室において開催いたします。

ここで、お諮りいたします。

「第26号議案」から「第33号議案」までの議案8件については、人事に関する案件でありますので、「大洲市教育委員会会議規則」第12条の規定に基づき、非公開により審議したいと思います。
これに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、この議案の審議は、非公開とすることに決しました。
それでは、「第26号議案 令和3年度大洲市教育委員会会計年度任用職員の採用について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔各所属長、順次、「第26号議案」について説明する。〕

吉岡委員 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
辞令については、4月1日付けということでよろしいか、お伺いします。

教育総務課長 はい、そうなります。

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第26号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第26号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第27号議案 大洲市公民館長及び公民館分館長の任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第27号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第27号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第27号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第28号議案 大洲市立図書館長の任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第28号議案」について説明する。〕

教育長 　ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 　それでは、これより採決いたします。
　「第28号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　〔挙手全員〕

教育長 　挙手全員であります。よって、「第28号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。
次に、「第29号議案 大洲市立博物館長の任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
　　〔文化スポーツ課長、「第29号議案」について説明する。〕

教育長 　ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 　それでは、これより採決いたします。
　「第29号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　〔挙手全員〕

教育長 　挙手全員であります。よって、「第29号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。
次に、「第30号議案 大洲市青少年センター所長の任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
　　〔生涯学習課長、「第30号議案」について説明する。〕

教育長 　ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 　それでは、これより採決いたします。
　「第30号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　〔挙手全員〕

教育長 　挙手全員であります。よって、「第30号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

教育長 　次に、「第31号議案 大洲市総合体育館事務長の任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
　　〔文化スポーツ課長、「第31号議案」について説明する。〕

教育長 　ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。
「第31号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第31号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。
次に、「第32号議案 大洲市文化財保護審議委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔文化スポーツ課長、「第32号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。
「第32号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第32号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。
次に、「第33号議案 大洲市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔文化スポーツ課長、「第33号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

西山職務代理者 40番のTさんは西予市となっておりますが、西予市の方なのか、お伺いします。

教育部長 西予市の方なのですが、河辺の坂本地区の方で常にやり取りがあるということで、河辺方面の方にはしっかりとやりますということを言われているようです。

教育長 元々、大洲市の方ですか。

文化スポーツ課長 いいえ。勤務地が、以前から河辺のK建設株式会社に勤めておられまして、長い間若い頃からこちらにおられるということでございます。

教育長 居住地については、別に問題はありませんか。

文化スポーツ課長 ありません。

教育長 よろしいですか。

西山職務代理者 はい。

教育長 それでは、これより採決いたします。
「第33号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

いします。

〔挙手全員〕

教育長

挙手全員であります。よって、「第33号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

1.1 閉会宣言

教育長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって本日の定例会を閉会することにいたします。

〔午前10時15分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する

教 育 長

教 育 長
職務代理者

委 員

委 員

委 員

上記、記録責任者